

盛岡広域振興局長告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和7年12月16日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 路線名 盛岡滝沢線
- 2 供用開始の区間 滝沢市鵜飼八人打39番2地先から2番4地先まで
- 3 供用開始の期日 令和7年12月16日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 令和7年12月16日から令和8年1月16日まで